

議員提案第49号

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月22日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

高橋三義
串田修平
梅山修
遠藤哲
阿部松雄
古泉幸一
加藤大弥
南まゆみ
吉田孝志
みの欣之
本岡良雄
小山進
渡辺仁

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

第4条から第6条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第8条並びに第9条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第7条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第12条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じ

て調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派又は交付対象議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派又は交付対象議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広 報 費	会派又は交付対象議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派又は交付対象議員が行う住民からの市政及び会派又は交付対象議員の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派又は交付対象議員が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派又は交付対象議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な事務所の設置，管理に要する経費

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名
 代 表 者 名 印
 経 理 責 任 者 名 印

年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務活動費
 収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政 務 活 動 費		

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名
議 員 名

印

年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務活動費
収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政 務 活 動 費		

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(新潟市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 新潟市特別職報酬等審議会条例（昭和39年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

(新潟市議会基本条例の一部改正)

- 4 新潟市議会基本条例(平成23年新潟市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第23条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。